

豊田市市民活動促進補助金審査要領（抜粋）

第1 審査要領の位置付け

この審査要領は、豊田市市民活動促進補助金（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「補助要綱」という。）の第23条第2項の規定に基づき、豊田市市民活動促進委員会（以下「促進委員会」という。）が、豊田市長（以下「市長」という。）から依頼される補助金の申請者に対する補助金の交付の適否及び補助金の額の審査に関し、必要な事項を定める。

第2 審査の種類及びその概要

1 審査の種類

審査は、対象事業部門ごとに、一次審査及び二次審査の2種類とする。

2 一次審査の概要

一次審査は、申請者から提出された申請書類等に基づき、具体的な補助金の申請内容の審査及び評価を行う。

3 二次審査の概要

二次審査は、一次審査の結果を元に申請者への聞き取り等を行い、最終的な補助金の申請内容の審査及び評価を行い、補助事業者を選定する。

第3 審査の実施方法

1 一次審査の実施方法

一次審査は、促進委員会が、次のとおり実施するものとする。

(1) 促進委員会会長は、一次審査を効率的に進めるため、補助要綱の第23条の規定により、豊田市市民活動促進補助金審査会（以下「審査会」という。）を次のとおり設置し、一次審査の任にあたらせる。なお、審査会の審査は、促進委員会の実施した審査とみなす。

① 審査会の審査員は、促進委員会会長が指名する委員及び委員以外の者で、5名以内とする。

② 審査会に審査委員長を置き、審査員の互選により決定する。

③ 審査会は、審査委員長が招集し、審査員の2分の1以上の出席により成立する。

④ 申請者に所属又は関係する審査員は、当該申請者に対する審査及び評価については、参加できない。

⑤ 審査委員長は、各審査員の審査及び評価を合議により集約し、審査会としての審査及び評価結果をまとめる。

(2) (1)に基づき、審査会は、申請者より提出された申請書類等に基づき、具体的な補助金の申請内容の審査及び評価を行い、二次審査を実施する申請者を選定するとともに、二次審査において選定する補助事業者の対象事業部門ごとの団体数（設定枠）を設定する。

<以下略>